

(2) 譲与税の推移

年 度	S29	S30	S31	S32	S35	S36	S39
地方道路譲与税（揮発油譲与税）	<p>揮発油譲与税 (29年度限り) 揮発油税収入額の3分の1 79億円のうち 48億円を道路整備 5か年計画の都道府県道の面積で、 31億円を国道及び 5か年計画以外の都道府県道の面積 であん分して5月、 8月、11月に都道府県及び指定市に 対して譲与する。</p>	<p>30年8月1日施行 地方道路税創設 税率 挥発油1kℓにつき2,000円</p> <p>地方道路譲与税創設 地方道路税収入額 (7月31日以前については、揮発油税13,000円の13分の4を地方道路税とみなす)を地方道路譲与税として、 国道及び都道府県道(幅員2.5m未満のもの、有料道路を除く) の面積(幅員による種別、自動車一台当たりの道路の延長等により補正)にあん分して 8月、12月、3月に都道府県及び指定市に対して譲与する。</p>		<p>32年4月 6日施行 税率 3,500円</p>	<p>*あん分は、収入額の2分の1を道路の延長で、他の2分の1を面積であることとされた。</p>	<p>36年4月 1日施行 税率 4,000円</p>	<p>39年4月 1日施行 税率 4,400円</p>
入場譲与税	<p>入場税の国税移管 (29年5月18日)に 伴い創設 入場税収入額の10分の9相当額を都道府県の人口にあん分して 7月、10月、1月、3月に都道府県に対して 譲与する。</p>			<p>*譲与税の総額は入場税収入額の全額とされた。</p>			36年度限りで廃止

年 度	S40	S44	S49	S51	S54	S58	S59	S60	S63
地方道路譲与税		<p>地方道路税 税率 挿発油1kℓにつき 4,400円</p> <p>地方道路譲与税 * 地方道路税収入額の2分の1を道路（石油ガス譲与税における道路と同じ）の延長で、他の2分の1を面積であん分して8月、1月3月に都道府県及び指定市に対して譲与する。 * 延長は人口で、面積は道路の種別と人口で補正した数値とする。</p>	<p>* 租税特別措置法により、49年4月1日から51年6月30日まで5,300円</p>	<p>51年7月1日から53年3月31日まで 6,600円 * 都道府県及び指定市に対する譲与額は5分の4とされた。 * 他の5分の1は市町村に対して譲与することとされた。</p>	<p>54年6月1日から58年3月31日まで 8,200円 * 都道府県及び指定市に対する譲与額は100分の64、指定市を除く市町村に対しては100分の36をそれぞれ譲与することとされた。</p>	58年4月1日から 60年3月31日まで 8,200円	<p>* 譲与時期を6月、11月、3月に改正</p>	60年4月1日から 63年3月31日まで 8,200円	63年4月1日から平成5年3月31日まで 8,200円
石油ガス譲与税		<p>41年2月1日施行 石油ガス税創設 税率 石油ガス1kgにつき 17円50銭 (ただし、41年12月31日までは5円、41年1月1日から44年12月31日までは10円とする)</p> <p>石油ガス譲与税創設 石油ガス税収入額の2分の1相当額の2分の1を一般国道及び都道府県道（幅員2.5m未満のもの、有料道路を除く）の延長で、他の2分の1を面積であん分して8月12月、3月に都道府県及び指定市に対して譲与する。</p>					<p>* 譲与時期を6月、11月、3月に改正</p>		
航空機燃料税		<p>航空機燃料税 航空機燃料1kℓにつき26,000円 航空機燃料譲与税 * 従来まで交付対象が市町村だったものが、都道府県にも交付されることとなつた。</p>				54年4月1日から 交付割合 空港関係都道府県 5分の1 空港関係市町村 5分の4	<p>* 譲与時期を9月と3月に改正</p>		

← 続き

年 度	H元	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12
地方道路譲与税		地方道路税の税率 5年12月1日から 10年3月31日まで 揮発油1kℓにつき 5,200円 *都道府県及び指定市に 対しては100分の62、指 定市を除く市町村に対し ては100分の38をそれ ぞれ譲与されることとな った（5年度限り）。	都道府県及び 指定市に対しては100分の43、 指定市を除く 市町村に対しては100分の57を それぞれ譲与されこととな った。						
石油ガス譲与税									
航空機燃料税									
消費譲与税		平成元年4月1日施行 消費税創設 税率 課税資産の譲渡等の対価の額の3% 消費譲与税創設 消費税収入額の5分の1に相当する額の11分の6を 都道府県に、11分の5を市町村に譲与する。 都道府県の場合は、その4分の1を人口で、4分の3を 従業者数あん分し、7月、10月、1月、3月に 譲与する。				地方消費税の創設に伴い 平成9年4月1日廃止			

年 度	H13	H14	H15	H16	H17	H18
地方道路譲与税			都道府県及び指定市に対しては、100分の58、指定市を除く市町村に対しては100分の42をそれぞれ譲与されることとなった。			
石油ガス譲与税						
航空機税燃料						
所得譲与税			平成16年4月1日施行 所得税収入額のうち所得譲与税法に定められた額（16年度にあっては4,249億円）の各2分の1ずつを県及び市町村に対し、各々の人口で按分して9月、3月に譲与する。	所得税収入額のうち所得譲与税法に定められた額（17年度にあっては1兆1,159億円の各2分の1ずつを県及び市町村に対し、各々の人口で按分して9月、3月に譲与する。	所得税から個人住民税への税源移譲の実施に伴い廃止された。 (平成19年4月1日施行)	

← 続き

年 度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
(地方 道 路 揮 発 油 譲 与 税 税)			地方道路譲与税の名称を 地方揮発油譲与税に改め、 使途制限を廃止する。				
石 油 ガ ス 譲 与 税			使途制限を廃止する。				
航 空 機 税 燃 料				平成23年度から平成 25年度の間、譲与割合 を9分の2に引き上げる (通常は13分の2)。			
所 得 譲 与 税							
地 方 法 人 特 別 譲 与 税		地方法人特別譲与税創設 平成20年10月1日施行 各都道府県に対し、地方法 人特別譲与税基本額の2分の1 に相当する額を各都道府県の 人口により、残りの2分の1に 相当する額を各都道府県の従 業者数により按分した額の合 算額を5月、8月、11月、2月 に譲与(平成21年度から譲 与)する。					